ロ　文部科学大臣が定める資格を有するものは、指定保育士養成施設を卒業又は保育士試験に合格した後、次のいずれかに該当する者として三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。

(1)　幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において専ら幼児の保育に従事する職員

(2)　幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

(3)　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

ア　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

イ　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたもの

ウ　次に掲げる施設（イに掲げるもの及び乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。）

(ア)　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型及び小規模保育事業Ｂ型に限る。）を行う施設

(イ)　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が六人以上であるものに限る。）

(ウ)　国、都道府県又は市町村（特別区及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）が設置する児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

(エ)　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(オ)　児童福祉法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成十三年三月二十九日雇児発第百七十七号）別添に規定する「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。利用定員が六人以上であるものに限る。）

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十九年九月三日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十九年十月十五日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

○文部科学省告示第八十二号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十九年度小学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月三十日　　文部科学大臣　松野　博一

一　取得できる普通免許状の種類

小学校教諭二種免許状

二　平成二十九年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関

国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人熊本大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成九年四月一日までに生まれたもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十九年九月二日（土）及び同月三日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十九年十月十四日（土）及び同月十五日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ハ　指導の実践に関する事項に係る試験

(1)　期日　平成二十九年十一月中旬から下旬までの間において認定試験の実施機関の定める日

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

○文部科学省告示第八十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を定めるとともに、第五条第一項の規定により、平成二十九年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月三十日　　文部科学大臣　松野　博一

一　平成二十九年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類	
自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
自立活動（言語障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	言語障害教育

二　認定試験の実施機関

国立大学法人筑波大学

三　認定試験の受験資格

イ　認定試験を受けることができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者であつて、ロに規定する文部科学大臣が試験の種類ごとに定める資格を有するものとする。

(1)　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2)　(1)に掲げるもののほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則第六十六条各号の一に該当する者で、平成七年四月一日までに出生した者

ロ　文部科学大臣が試験の種類ごとに定める資格を有するものは、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄の各号に掲げる者とする。